

静岡総合庁舎エレベーター保守管理業務委託契約書

静岡県静岡財務事務所（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）
とは、静岡総合庁舎におけるエレベーター（以下「本エレベーター」という。）の保守・点検等に関し、次のとおり委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（信義・誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（目的）

第2条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（1）委託業務の内容

本契約書及びエレベーター保守・点検業務標準仕様書（以下「別紙仕様書」という。）に定める業務

（2）業務場所

静岡県静岡市駿河区有明町2番20号に所在する静岡県静岡総合庁舎（本館及び別館）

（委託期間）

第3条 委託業務の履行期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（用語の定義）

第4条 本契約書において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- （1）「保守」とは、エレベーターの清掃、注油、調整、消耗品の補充・交換等を行うことをいう。
- （2）「点検」とは、エレベーターの損傷、変形、摩耗、腐食、発生音等に関する異常・不具合の有無を調査し、保守及びその他の措置が必要かどうかの判断を行うことをいう。以下、本件業務の一部において遠隔監視又は遠隔点検を行う場合にあっては、遠隔監視又は遠隔点検を含む。
- （3）「フルメンテナンス契約」とは、定期的な機器・装置の保守・点検を行うことに加え、点検結果に基づく合理的な判断のもと、劣化した部品の取替えや修理等を行う契約方式をいう。
- （4）「遠隔監視」とは、乙の監視センター等において、通信回線を利用して常時エレベーターの異常・不具合の有無を監視すること及びかご内に人が閉じ込められた場合に、かご内のインターホンで乙の監視センター等と直接通話できる機能を具備し、別紙仕様書の表3において定める項目を監視することをいう。
- （5）「遠隔点検」とは、マイコン制御方式のエレベーターにおいて、乙の監視センター等が通信回線を利用して行う点検をいい、別紙仕様書の表3において定める項目を点検するものとする。
- （6）「法定検査等」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第12条第3項に基づき行われる検査及び同法第12条第4項に基づき行われる点検をいい、エレベーターの所有者又は国の機関の長等が、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は昇降機検査資格者（以下「資格者等」という。）に行わせることをいう。

(7) 「業務担当者」とは、エレベーターの保守・点検に関する社内資格、法定検査の国家資格（昇降機等検査員）を保有するとともに、本エレベーターと同型又は類似のエレベーターの保守・点検実績を有し、本件業務の主たる業務（本件業務のうち、現場で行う保守・点検作業をいう。以下同じ。）を現場において担当する者をいう。

(8) 「代替要員」とは、乙の業務の都合上やむを得ない場合に限り、一時的に、業務担当者に代わって本件業務の主たる業務を現場において行う者をいう。この場合において、業務担当者に求められる資格及び実績を有していること。

（本契約の対象となるエレベーター及び契約方式等）

第5条 本契約の対象となるエレベーター及びその契約方式は、別表1のとおりとする。

2 甲は、本エレベーターの遠隔監視、遠隔点検又は法定検査等を乙に委託することができるものとし、本契約に係るそれぞれの委託の有無は、別表1のとおりとする。

（委託費等の負担及び支払方法）

第6条 甲は、乙に対し、委託業務を処理するための費用（以下「委託費」という。）として、
金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）を支払うものとする。

2 前項の委託費の支払額の内訳は別表2のとおりとし、甲は、請求書を受領した日から起算して30日以内に乙に支払うものとする。

3 本契約締結時に本エレベーターの法定検査等が含まれない場合であっても、後日、甲は乙に法定検査等を依頼することができ、乙がそれを受諾するときの費用及び支払方法は、甲と乙が協議の上、別途定めるものとする。

4 乙が甲の求めに応じて、本件業務に含まれない業務を行う場合にあっては、甲と乙が協議の上、別途委託費を決定し、甲は、業務終了後、乙が指定する口座に振り込む方法により支払うものとする。

5 甲は、第1項の委託費のほか、乙が本件業務及び前2項の業務を実施するのに伴い必要となる水道光熱費及び通信費（乙の負担と定めているものを除く。）を負担するものとする。

（受託者の責務）

第7条 本契約に基づく乙の責務は、次のとおりとする。

(1) エレベーターの保守・点検をする者として一般に要求される程度の注意（善管注意）をもって本件業務を行うこと。

(2) 本件業務を業務担当者等に行わせること。

(3) 業務担当者又は代替要員を、緊急時を除き、主たる業務の作業に従事させ又は立ち会わせること。

(4) 本件業務の結果を第13条の定めに従い、文書等により甲に対して報告すること。

(5) 安全な運行に支障が生じるおそれがあると認められる場合は、速やかに甲にその旨を伝えるとともに、必要に応じ当該エレベーターの製造業者にその旨を伝えること。

（委託者の責務）

第8条 本契約に基づく甲の責務は、次のとおりとする。

(1) 乙が使用上の注意事項を提示したときは、その事項を遵守し、本エレベーターを安全に運行させるよう努めること。

- (2) 本エレベーターに運行上の不具合が発生したことを確知した場合は、速やかに当該エレベーターの使用中止その他の必要な措置を講じるとともに、直ちに乙にその旨を連絡するものとし、独自の判断によって機器類に手を加えないこと。
- (3) 乙に本エレベーターの本件業務を行わせるに当たって、乙が必要とする作業時間及びエレベーターの停止期間の確保、かつ情報の提供に協力するとともに、乙が安全に本件業務に従事することができるよう配慮すること。
- (4) 乙に法定検査等を委託したときは、法定検査等の業務を十分に行うことができるよう作業時間及びエレベーターの停止期間の確保に協力すること。

(第三者への再委託)

第9条 乙は、甲の了解を得なければ、本件業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。

2 乙が甲の了解を得て本件業務の全部又は一部を第三者に再委託した場合、乙は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 再委託した第三者の名称、その他甲が報告を求めた事項を再委託した業務の開始前に甲へ報告すること。ただし、緊急時の業務等、乙が事前に報告することが困難なときは、業務後、速やかに報告をすれば足りるものとする。
- (2) 再委託した本件業務について、甲に対して責任を負うこと。特に、再委託した第三者においても適切な対応がなされるよう、再委託契約においても各条の趣旨を踏まえた規定を置くこと。

(作業時間帯)

第10条 乙が現場にて行う本件業務の作業時間帯は、本エレベーターの故障・事故等が発生した場合を除き、乙の通常営業日における通常営業時間内に行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、甲の求めに応じて乙の通常営業日外及び通常営業日の通常営業時間外に作業を行うことができる。ただし、通常営業日外及び通常営業日の通常営業時間外における作業の委託費は、甲と乙が協議して別途定めるものとする。

(受託者所有機器等)

第11条 乙は、本業務を実施するため、現地の状況に応じて、別紙仕様書に記載がある乙の所有する機器・部品・備品・電話回線等（以下「乙所有機器」という。）を対象エレベーター又は建物に設置するものとする。なお、設置にあたっては、本エレベーター又は建物に配線等を施すことができるものとする。

2 乙所有機器の設置費用は、乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき事由又は甲の意向による乙所有機器の修理、取替等に要する費用は、甲の負担とする。

3 甲は、乙の書面による承諾なしに次の行為を行うことはできないものとする。

- (1) 乙所有機器を設置場所から移動すること。
- (2) 乙所有機器を第三者に譲渡、転貸等の処分行為を行うこと。
- (3) 乙所有機器の分解、修理、改造を行うこと又は第三者に行わせること。

4 甲は、乙所有機器に障害又は故障が生じたことを知った場合、ただちに乙に通知するものとする。

5 乙は、本契約が終了したときは、乙所有機器を速やかに撤去し、甲は乙による撤去のための

建物の立ち入りや撤去工事を承諾するものとする。この場合において、乙は、撤去工事を行うときは、甲に対して事前に通知するものとする。

- 6 乙所有機器の撤去費用は乙の負担とし、撤去工事に伴って通常生じる建物の修復に要する費用は甲の負担とする。ただし、本契約の終了が乙の責めに帰すべき事由による場合は、撤去工事に伴う建物の修復に要する費用は乙の負担とする。

(業務担当者)

第12条 乙は、本契約締結後、速やかに、本契約の業務担当者を定め、甲に通知しなければならない。また、業務担当者の中から1名を業務責任者と定め、甲に通知しなければならない。ただし、緊急時の業務等、乙が事前に通知することが困難なときは、業務後、速やかに通知をすることで足りるものとする。

2 本契約の存続期間中において、乙が業務担当者を変更したときも前項と同様とする。

3 乙は、乙の業務の都合上やむを得ない場合に限り、一時的に、業務担当者の代替要員を置くことができる。代替要員を置くにあたっては、乙は第1項の規定を準用し、その旨を甲に通知しなければならないものとする。

(作業報告書等)

第13条 乙は、本件業務の結果について、甲に対し文書等で報告しなければならない。

2 乙は、不具合、事故などに対応したときは、甲に対し文書等で報告しなければならない。

3 乙は、甲の求めがある場合、本件業務の状況について甲に対し必要に応じた説明をしなければならない。

4 乙は、本契約締結後に新たに安全な運行に係る技術情報を得た場合は、速やかに甲に報告しなければならない。この場合、甲及び乙は、必要に応じて、その対応について協議を行うものとする。

(書類の貸与等)

第14条 甲は、乙の求めに応じて、本エレベーターに関する次の各号に掲げる書類を乙に貸与し、又は閲覧させるものとする。

(1) 建築確認・検査の関係図書(建築確認図書に添付された「保守点検の内容」に関する書類を含む。)

(2) 乙以外の者が行った、本エレベーターの保守・点検、不具合、事故及び災害に関する過去の作業報告書

(3) 法定検査等に関する過去の報告書

(4) 欠陥等について製造業者が講じた措置に関する報告書(該当事案がある場合に限る。)

(5) その他適切に保守・点検の業務を行うために必要な書類(製造業者が作成した保守・点検に関する書類がある場合はそれを含む。)

2 乙は、前項の書類の貸与を受けた場合において、本契約が終了したとき、別紙仕様書の変更等により不用となったとき又は甲から請求されたときは、当該書類を速やかに甲に返却しなければならない。

3 甲は、本契約締結後に新たに安全な運行に係る技術情報を得た場合は、速やかに乙に提供するものとする。この場合、甲及び乙は、必要に応じてその対応について協議を行うものとする。

(守秘義務)

第 15 条 乙は、委託業務実施中に知り得た機密及び県の行政事務に関する事項を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第 16 条 甲及び乙は、個人情報保護法を遵守するものとする。甲及び乙が個人情報取扱事業者に該当しない場合であっても、同法の規定の趣旨に従った個人情報の取扱いを遵守するものとする。この契約が終了した場合も、同様とする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第 17 条 甲及び乙は、相手方の書面による承諾を得なければ、本契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡すること又は承継させることはできない。

(受託者の債務不履行責任)

第 18 条 甲は、乙が本契約に違反した場合において、甲に損害が生じたときは、乙に対し、その賠償を請求することができる。ただし、乙がその責めに帰すことができない事由によることを証明したときは、この限りではない。

2 甲は、前項の損害が生じたことを知ったときは、乙に対し、速やかに通知するものとする。

(契約の解除)

第 19 条 甲及び乙は、その相手方が、本契約に定められた義務の履行を怠った場合は、相当の期間を定めてその履行を催告し、相手方が当該期間内にその義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

2 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せずして本契約を解除することができる。

(1) 資金不足による不渡りが発生したとき、破産、民事再生、会社更生若しくは特別清算の申立てをしたとき又は破産、民事再生若しくは会社更生の申立てを受けたとき

(2) 合併又は破産以外の事由により解散したとき

(3) その他、本契約を解除する正当な理由が生じ、その是正を一定期間内に図るよう相手方に催告しても、相手方が是正をしなかったとき

3 乙が次の(1)から(7)に該当したときは、本契約を解除することができる。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)。以下「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)

(2) 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者

(3) 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的を持って暴力団又は暴力団員等を利用している者

(5) 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団員の維持運営に協力し又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料を購入その他の契約を締結している者

4 前3項の規定にかかわらず、甲は、乙に対して、少なくとも90日前に、書面をもって解除の申入れを行うことにより、本契約を終了させることができる。この場合、乙は、これによって生じる乙の損害の賠償を甲に請求することはできない。

5 前4項による解除の効力は、将来に向かって生じるものとする。

6 第1項から第4項までにおける解除の場合、次の各号のとおりとする。

(1) 契約解除のときまでに行った本件業務に関して乙が甲に提出すべき作業報告書等がある場合、甲は、乙に対し、その作業報告書等を請求することができる。また、すでに乙から甲に交付されている作業報告書等がある場合、甲は、これを利用することができる。

(2) 甲又は乙が本条の規定によりこの契約を解除した場合の委託費の処理は、甲が認める既履行部分に相当する額をもって清算する。

7 甲及び乙は、第1項及び第2項の規定により本契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を相手方に請求することができる。

(委託費等の変更)

第20条 甲及び乙は、本契約締結後の諸材料の価格、労務費等の変動、法令改正その他の事由により第6条の委託費等を変更する必要があるときは、協議の上、本契約を変更することができる。

(合意管轄裁判所)

第21条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(定めのない事項の処理)

第22条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

ただし、本契約を契約の内容を記録した電磁的記録により締結する場合は、当事者が総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）第2条第2項第1号に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和8年4月 日

(甲) 静岡県静岡市駿河区有明町2番20号
静岡県静岡財務事務所
所 長 印

(乙) 印

別表1 保守点検対象設備（令和8年4月1日現在）

館	本館		別館
号機 No.	1, 2	3	4
契約方式	フルメンテナンス 契約		フルメンテナンス 契約
設置年	昭和 57 年 (平成 22 年改修)		昭和 57 年 (平成 19 年改修)
製造メーカー 型式	日本オーチス・エレベータ Y 0 1 A		日本オーチス・エレベータ Y 0 1 A
用途	乗用		乗用
制御方式	変流可変周波数制御		変流可変周波数制御
運転方式	3 台群管理方式		方向性乗合全自動
積載荷重 (kg)	900		900
速度 (m/min)	90		60
停止箇所数	8		5
自家発管制 運転	○		○
火災管制 運転	○		○
地震管制 運転	P・S 波		P・S 波
停電自動着床 装置	×		×
車椅子仕様	×	○	○
音声合成 装置	○		○
遠隔監視	○		○
遠隔点検	○		○
遮煙扉	×		×

別表2 支払額内訳

	支払額（税込）	
4～6月分	¥	—
7～9月分	¥	—
10～12月分	¥	—
1～3月分	¥	—
計	¥	—